



所得保障とは？

～我が国の年金や保険～



はじめに

<目次>

所得保障とは？

年金保険制度について

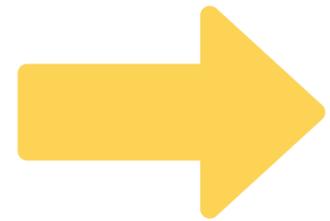
社会手当について

労働保険制度について



所得保障とは？

疾病、障害、老齢、失業など



所得が失う、減少



現金給付により所得を補填し
生活の安定化を図る

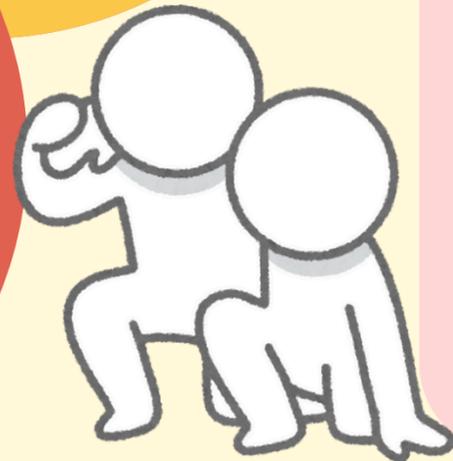
所得保障とは？

主な所得保障

年金

社会手当

公的扶助



人生には
予期せぬ事態

怪我・病気・障害
失業・精神疾患
育児・親の介護
身近な人の死

はじめに

<目次>

所得保障とは？

年金保険制度について

社会手当について

労働保険制度について



年金保険制度について

年金の種類

1961年より国民皆保険皆年金制度

義務

公的年金

老齢年金保険



障害年金保険



遺族年金保険



任意

私的年金

企業年金

確定拠出年金

(iDeCo)



上乘せ

年金保険制度について

老齢年金保険



受給資格期間 10年以上 65歳以上※

2階 厚生年金：老齢厚生年金

1階 国民年金：老齢基礎年金



※ 60歳から繰り上げ受給 / 65歳以上繰り下げ受給

年金保険制度について

障害年金保険



基礎 1 級

他人の介助を受けなければほとんど**自分の用を弁**することができない**状態**

基礎 2 級

必ずしも他人の助けを借りる必要はないが日常生活は極めて困難で**就労ができない程度**の状態

厚生 3 級

就労に著しい制限を受ける**程度**の状態

視力・聴覚・平衡機能・肢体不自由・精神・音声言語そしゃく

年金保険制度について

遺族年金保険



国民年金や厚生年金に加入していた人が
亡くなったとき遺族に支給する年金

2 階 厚生年金：遺族厚生年金

1 階 国民年金：遺族基礎年金

年金保険制度について

企業年金



企業が従業員退職後に備え独自に積み立てや給付

3階 企業年金

例：約2万～5万

2階 厚生年金

例：月7万～12万

1階 国民年金

例：満額約7万



はじめに

<目次>

所得保障とは？

年金保険制度について

社会手当について

労働保険制度について



社会手当について

代表的な社会手当

児童手当



対象：0歳から18歳（到達後最初の年度末）

3歳未満

A：1人目 2人目

C：3人目以降（一律）

3歳以上

B：1人目 2人目

社会手当について

代表的な社会手当

児童扶養手当



対象：18歳未満（障害児は20歳未満）

ひとり親世帯の所得手当



（母子世帯 父子世帯 とともに支給可能）

（子2人目以降は加算額が上乘せ）



社会手当について

代表的な社会手当

特別児童扶養手当



対象：精神や身体に障害を有する20歳未満

等級性

1級：55,350円

2級：36,860円



障害年金と

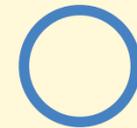
併用はできない

社会手当について

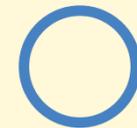
児童手当の併用

例：一人親世帯、子は2人（一人障害を有する）

児童手当



児童扶養手当



○加算上乗せ

特別児童扶養手当

-

○2級

併用可能

社会手当について

代表的な社会手当

特別障害者手当

20歳以上で重度障害を有する者

障害児福祉手当

重度障害で常時介護を有する児童



はじめに

<目次>

所得保障とは？

年金保険制度について

社会手当について

労働保険制度について



労働保険制度について

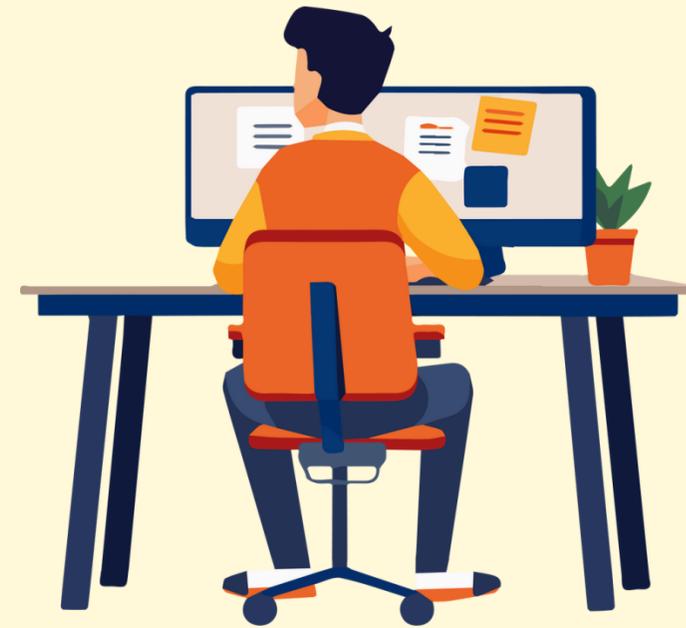
雇用保険制度（所得保障）

求職者給付（失業手当）

就職促進給付

教育訓練給付

雇用継続給付（育児・介護休業給付）



労働保険制度について

求職者給付（失業手当）

失業中の生活の安定を図り、



求職活動するために支給される給付金

条件：直前に雇用保険に2年以上加入

給付：前職の賃金日額50%～80%

日数：90日～

労働保険制度について

就職促進給付

早期再就職を促す支援給付

基本手当残日数が一定以上あると給付



条件：基本手当残日数 3 分の 1 以上あり

3 分の 2 以上 → 残日数 × 70% × 基本日額

3 分の 1 以上 → 残日数 × 60% × 基本日額

労働保険制度について

教育訓練給付



教育訓練受講に支払った費用の一部支給

働く人の主体的な能力開発やキャリアアップ

最大で受講費用の80%（上限年間56万）

美容師 保育士 調理師 看護師 介護福祉士

専門職大学院 IT関連 などなど

LEVEL
UP

労働保険制度について



雇用継続給付

高年齢雇用継続給付金

60歳以上65歳未満の被保険者

60歳到達時点と比べ75%未満に賃金低下

※最大は64%低下で現賃金の10%支給

例) 月25万→15万(60%低下)、10%の1万5000円支給

労働保険制度について



雇用継続給付

育児休業給付金

休業開始前に 2 年間の雇用保険の被保険者

休業開始時賃金日額 × 支給日数 × 67%

※ 180日経過後は50% 育児休業は基本1歳まで

パパママ育休プラス（1歳2か月まで延長）

労働保険制度について

雇用継続給付



介護休業給付金

要介護状態(2週間以上常時介護)

休業開始前に2年間の雇用保険の被保険者

休業開始時賃金日額×支給日数×67%

対象家族1人につき93日(3回を上限に分割取得)

対象家族(配偶者・父母・子・祖父母・姉弟姉妹・孫)

労働保険制度について

労災保険

休業補償給付（労災なので業務内）

業務上の事故・通勤災害によって

やむを得ず休業する場合に支給

休業の第4日目より賃金の日額約60%

（健康保険の傷病手当と似ている・業務外）

ポイント

会社の制度ではない



育児休業や介護休業の休暇や給付

育児手当関連（子どもに関わる給付）



教育給付金制度（キャリアアップ）

やむを得ない休業（休業補償・傷病手当）

おわりに

<目次>

所得保障とは？

年金保険制度について

社会手当について

労働保険制度について



何かあったときのために
制度の知識を蓄えよう！

